

## 市内建設業者の格付基準の見直しについて

これまで年度途中において、格付の設定のある工種に希望工種の追加や新規登録を行った者の格付名簿への追加を認めておりませんでした。市内建設業者の受注機会確保及び競争性の確保がより一層図られるよう、下記のとおり格付基準の見直しを行います。

### 記

#### 【格付基準日】

格付しようとする年度の前年度の3月1日における最新の経営事項審査に係る総合評定値を採用し、年度途中における昇格、降格は行わない。(従来どおり)

#### 【見直し内容】

希望工種の追加や新規登録など、年度途中で格付対象になった者についても、上記基準日における経営事項審査に係る総合評定値を採用して格付けする。

ただし、設立等により、基準日における経営事項審査が存在しない場合は、新規登録時の総合評定値の等級より1等級下位に格付けする。(新規登録時の総合評定値が最下位等級の場合を除く。)

#### 【適用日】

令和6年10月1日から適用。

(この件に関する問い合わせ先)  
南あわじ市 総務企画部財務課 契約係  
TEL 0799-43-5210  
FAX 0799-43-5310